

いのち支える自殺対策推進センター WHO 協力センター設置要綱

(目的)

第1条 わが国および国際的な自殺対策の発展に貢献するため、世界保健機関（WHO）西太平洋事務局の指定に基づき、いのち支える自殺対策推進センター内に自殺予防の研究および人材育成のためのWHO 協力センターを設置する。

(業務)

第2条 WHO 協力センターは、次の業務を行う。

- (1) 疫学に関する情報を収集・監視し、調査を行い、調査結果や技術ツール、自殺行動に関する翻訳を含む報告書を広く情報提供することで、WHO をサポートする。
- (2) 自殺および自殺予防に関する研修と教育を提供し、WHO をサポートする。
- (3) 必要に応じて、国および地域自殺対策計画の実施と評価においてWHO をサポートする。

(WHO 協力センター長)

第3条 WHO 協力センターに、センター長を置く。

- 2 WHO 協力センター長は、いのち支える自殺対策推進センター長が務める。

(構成)

第4条 WHO 協力センターは、センター長のもとに調査研究部門、人材育成部門、事務部門を置く。各部門の業務を推進するために、WHO 協力センター長は研究部門長（非常勤を含む）若干名を指名することができる。

- 2 WHO 協力センターの業務を円滑に進めるため、WHO 協力センター長は、国内外からアドバイザー若干名を指名することができる。

(事務局)

第5条 WHO 協力センターの事務局は、いのち支える自殺対策推進センター内に置く。

(経費)

第6条 WHO 協力センターの経費は、いのち支える自殺対策研究推進センターの経費をもって充てる。

(その他)

第7条 WHO 協力センターの運営に関して必要なことは、別途これを定める。

附則

本要綱は、令和3年1月28日から施行する。